

第3期 特定健康診査等実施計画

(平成30年度～令和5年度)

愛知県信用金庫健康保険組合

平成30年4月

○背景及び趣旨

我が国は、国民皆保険のもと、だれもが安心して医療を受けられる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い医療水準を達成してきた。しかしながら、少子高齢化の進展、非正規雇用の増加など雇用基盤の変化、医療の高度化等医療保険制度を取り巻く環境は大きく変化している。

さらに糖尿病等の生活習慣病が増加し、医療費に占める生活習慣病の割合も国民医療費の3分の1となっており、その対策が必要である。

このような状況に対応するため、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、国は医療保険者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）および健康診査の結果により、健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）の実施を義務付けた。

本計画は、平成25年度から平成29年度を計画期間とする「第2期計画」が終了することから、第2期の実施状況を踏まえ、当健康保険組合の特定健康診査・特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、ならびに特定健康診査・特定保健指導の実施およびその成果に係る目標に関する基本的な事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、第1期および第2期は5年を一期としていたが、医療費適正化計画が6年一期に見直されたことを踏まえ、第3期は6年を一期として特定健康診査等実施計画を定めるものとする。

○当健康保険組合の現状

当健康保険組合は、金融業を主たる業態とする事業所が加入している健保組合である。

平成29年度の事業所数は38で、愛知県に所在する15信用金庫とその関連会社、関連団体の役職員約12,100名の被保険者と約10,000名の被扶養者を加入者とする。

加入事業者は、被保険者数約260人～約2,100人の母体事業所と1人～約80人の関連事業所で構成され、1事業所あたりの平均被保険者数は、約280人である。

被保険者の平均年齢は、39.9歳で男性が全体の7割弱を占める。

被保険者の健康診断は、事業主との共同実施により定期健康診断・人間ドックを行っている。

定期健康診断については、オリエンタル労働衛生協会に委託し、事業所巡回による健診を行い人間ドックについては、県内21カ所の医療機関に委託し実施している。健診結果は、各健診機関よりデータで受取り、当健保組合の健康管理システムで10年間保存管理している。

保健指導については、健診結果に基づき選別した対象者に対し、委託先の保健師等が実施している。

被扶養者の健康診断は、35歳以上の被扶養配偶者を対象とした人間ドック、35歳以上の家族を対象に補助金支給制度による家族健診として、県内42カ所の契約施設での健診、他健保と共同で実施する共同巡回健診を実施している。健診結果は、それぞれの健診機関から受取ったデータを当健保組合の健康管理システムで保存管理している。

平成29年度の健診実施人数は、事業所巡回健診で1,198人、人間ドックで5,057人、合計6,255人受診、受診率は約98%となっている。被扶養者は人間ドック1,384人、家族健診（補助金制度）271人、共同巡回健診161人、合計1,816人、受診率は約64%となり、平成24年度から約16ポイント上昇している。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1 特定健康診査等の基本的考え方

不適切な食生活や運動不足等の生活習慣を続けると、やがて糖尿病、高血圧症、高脂血症、肥満等の生活習慣病の発症を招き、生活習慣の改善がないままに放置すると、重症化し、虚血性心疾患や脳卒中等の発症という経過をたどることになる。

主に、糖尿病等の生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）に起因する 경우가多く、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなる。

そこで、日本内科学会等内科系8学会が合同で『内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能である』という考え方を基本に、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の疾患概念と診断基準を示した。

今後は、健診にメタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

よって、特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者および予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行うものである。

2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

被扶養者の特定健診について、配偶者人間ドックならびに契約医療機関による家族健診、共同巡回健診をより一層推進するとともに、パート先等で健診を受けた場合は、被保険者・事業主を通して健診結果を入手し、データを保存管理する。

3 事業主等が行う健康診断および保健指導との関係

従来から事業主と定期健康診断・人間ドックを共同実施してきたことから、今後も協力して行い、健診データの保存管理も共に行う。健診の費用は事業主が負担する。

また、保健指導についてもこれまでどおり協力して推進する。

4 特定保健指導の基本的考え方

メタボリックシンドロームの該当者および予備群に対し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識し、行動変容を起こし、健康の自己管理を行い、健康的な生活を維持できるように支援するものである。

I 達成目標

1. 特定健康診査の実施にかかる目標

令和5年度における特定健康診査の実施率を89.5%とする。

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率 (％)

| | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | 参酌標準 |
|------|-------|------|------|------|------|------|------|
| 被保険者 | 98.2 | 98.4 | 98.6 | 98.8 | 99.0 | 99.0 | — |
| 被扶養者 | 65.0 | 65.5 | 66.0 | 67.0 | 68.0 | 68.0 | — |
| 合計 | 87.5 | 87.9 | 88.3 | 88.9 | 89.5 | 89.5 | 85.0 |

*被扶養者には任意継続被保険者を含む

2. 特定保健指導の実施にかかる目標

令和5年度における特定保健指導の実施率を53.6%とする。

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率 (％)

| | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | 参酌標準 |
|------|-------|------|------|------|------|------|------|
| 被保険者 | 53.8 | 54.3 | 54.8 | 55.3 | 55.8 | 56.8 | — |
| 被扶養者 | 20.4 | 20.9 | 21.7 | 22.2 | 23.1 | 24.1 | — |
| 合計 | 50.2 | 50.6 | 51.4 | 51.9 | 52.7 | 53.6 | 30.0 |

*被扶養者には任意継続被保険者を含める

3. 特定健康診査等の実施の成果にかかる目標

令和5年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドローム該当者および予備群の減少率を25%以上とする。

II 特定健康診査等の対象者数

1. 特定健康診査

(1) 被保険者（任意継続被保険者は除く） (人)

| | H30 年度 | R 元年度 | R2 年度 | R 3 年度 | R 4 年度 | R 5 年度 |
|---------------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 40 歳以上対象者(推計) | 6,025 | 6,075 | 6,125 | 6,175 | 6,200 | 6,200 |
| 目標実施率 (%) | 98.2 | 98.4 | 98.6 | 98.8 | 99.0 | 99.0 |
| 目標実施者数 | 5,917 | 5,978 | 6,039 | 6,101 | 6,138 | 6,138 |

(2) 被扶養者（任意継続被保険者を含む） (人)

| | H30 年度 | R 元年度 | R2 年度 | R 3 年度 | R 4 年度 | R 5 年度 |
|---------------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 40 歳以上対象者(推計) | 2,880 | 2,850 | 2,820 | 2,790 | 2,760 | 2,760 |
| 目標実施率 (%) | 65.0 | 65.5 | 66.0 | 67.0 | 68.0 | 68.0 |
| 目標実施者数 | 1,872 | 1,867 | 1,861 | 1,869 | 1,877 | 1,877 |

(3) 合計 (人)

| | H30 年度 | R 元年度 | R2 年度 | R 3 年度 | R 4 年度 | R 5 年度 |
|---------------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 40 歳以上対象者(推計) | 8,905 | 8,925 | 8,945 | 8,965 | 8,960 | 8,960 |
| 目標実施率 (%) | 87.5 | 87.9 | 88.3 | 88.9 | 89.5 | 89.5 |
| 目標実施者数 | 7,789 | 7,845 | 7,900 | 7,970 | 8,015 | 8,015 |

2. 特定保健指導

(1) 被保険者 (人)

| | H30 年度 | R 元年度 | R2 年度 | R 3 年度 | R 4 年度 | R 5 年度 |
|---------------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 40 歳以上対象者(推計) | 6,025 | 6,075 | 6,125 | 6,175 | 6,200 | 6,200 |
| 動機づけ支援対象者 | 430 | 425 | 420 | 415 | 410 | 405 |
| 目標実施率 (%) | 62.0 | 62.5 | 63.0 | 63.5 | 64.0 | 65.0 |
| 目標実施者数 | 267 | 266 | 265 | 264 | 262 | 263 |
| 積極的支援対象者 | 520 | 515 | 510 | 505 | 500 | 495 |
| 目標実施率 (%) | 47.0 | 47.5 | 48.0 | 48.5 | 49.0 | 50.0 |
| 目標実施者数 | 244 | 245 | 245 | 245 | 245 | 248 |
| 保健指導対象者計 | 950 | 940 | 930 | 920 | 910 | 900 |
| 目標実施率 (%) | 53.8 | 54.3 | 54.8 | 55.3 | 55.8 | 56.8 |
| 目標実施者数 | 511 | 510 | 509 | 508 | 507 | 511 |

(2) 被扶養者

(人)

| | H30 年度 | R 元年度 | R2 年度 | R 3 年度 | R 4 年度 | R 5 年度 |
|---------------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 40 歳以上対象者(推計) | 2,880 | 2,850 | 2,820 | 2,790 | 2,760 | 2,760 |
| 動機づけ支援対象者 | 80 | 80 | 75 | 75 | 70 | 70 |
| 目標実施率 (%) | 25.0 | 25.5 | 26.0 | 26.5 | 27.0 | 28.0 |
| 目標実施者数 | 20 | 20 | 20 | 20 | 19 | 20 |
| 積極的支援対象者 | 35 | 35 | 30 | 30 | 25 | 25 |
| 目標実施率 (%) | 10.0 | 10.5 | 11.0 | 11.5 | 12.0 | 13.0 |
| 目標実施者数 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 保健指導対象者計 | 115 | 115 | 105 | 105 | 95 | 95 |
| 目標実施率 (%) | 20.4 | 20.9 | 21.7 | 22.2 | 23.1 | 24.1 |
| 目標実施者数 | 24 | 24 | 23 | 23 | 22 | 23 |

(3) 合計

(人)

| | H30 年度 | R 元年度 | R2 年度 | R 3 年度 | R 4 年度 | R 5 年度 |
|---------------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 40 歳以上対象者(推計) | 8,905 | 8,925 | 8,945 | 8,965 | 8,960 | 8,960 |
| 動機づけ支援対象者 | 510 | 505 | 495 | 490 | 480 | 475 |
| 目標実施率 (%) | 56.2 | 56.6 | 57.4 | 57.8 | 58.6 | 59.5 |
| 目標実施者数 | 287 | 286 | 284 | 283 | 281 | 283 |
| 積極的支援対象者 | 555 | 550 | 540 | 535 | 525 | 520 |
| 目標実施率 (%) | 44.7 | 45.1 | 45.9 | 46.4 | 47.2 | 48.2 |
| 目標実施者数 | 248 | 248 | 248 | 248 | 248 | 251 |
| 保健指導対象者計 | 1,065 | 1,055 | 1,035 | 1,025 | 1,005 | 995 |
| 目標実施率 (%) | 50.2 | 50.6 | 51.4 | 51.9 | 52.7 | 53.6 |
| 目標実施者数 | 535 | 534 | 532 | 532 | 529 | 534 |

III 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

被保険者の特定健診は、従来からの事業主との共同実施による巡回定期健康診断、人間ドックの中に含めて行う。任意継続被保険者および被扶養者については、契約医療機関で行う。特定保健指導は委託契約する保健指導機関で行う。

(2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

(3) 実施時期

実施時期は、通年とする。

(4) 委託の有無

①特定健診

特定健診の委託先は、主として従来からのオリエンタル労働衛生協会、県内21カ所の人間ドック契約医療機関、42カ所の家族健診契約医療機関、共同巡回健診委託機関とする。

②特定保健指導

特定保健指導の委託先は、標準的な健診・保健指導プログラム第3編第6章の基準を満たす施設とする。

(5) 受診方法

巡回定期健康診断、人間ドックについては、事業主との合議により、家族健診および共同巡回健診については契約医療機関に直接申込とする。

(6) 周知・案内方法

周知・案内は、事業主軽油にて案内および申込書を送付する。また、当健保組合機関誌「KENPO」およびホームページに掲載して行う。

(7) 健診データ等の受領方法

健診のデータは、契約医療機関から直接、または代行機関を通じ電子データを随時（または月単位で）受領して当組合で保管する。

また、特定保健指導についても、委託した保健指導実施機関から、同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数は5年とする。

(8) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、基準を満たした者すべてに受講案内を送付する。ただし、当組合の実施している他の保健指導を優先する場合はこの限りではない。

IV 個人情報保護

当健保組合の、個人情報保護管理規定を遵守する。

当健保組合および委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は常務理事とする。また、データの利用者は、当組合健康管理課役職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画は当組合ホームページに掲載する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

国への実績報告データにより、特定健康診査等の実施率を把握し、目標値の達成状況について評価する。

また、目標値に大きく届かない場合、その他必要がある場合は実施方法等の見直しをおこなう。

VII その他

当健保組合に所属する保健師等については、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。